

報道関係者 各位

平成30年11月9日
【照会先】
第一部会担当審査総括室
審査官 富士原 志奈
(直通電話) 03-5403-2169

関西宇部不当労働行為再審査事件 (平成29年(不再)第62号) 命令書交付について

中央労働委員会第一部会（部会長 荒木尚志）は、平成30年11月8日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。
命令の概要は、次の通りです。

【タイトル】

～会社が、組合らの行う労働者供給事業の労働者供給依頼再開の申入れに応じなかったことは、不当労働行為ではないとされた事例～

【命令のポイント】

過去に組合らが会社に対して行った行為が民事事件又は刑事事件で社会的相当性を明らかに逸脱する違法行為と裁判所に認定されている上、これらの行為後も自らの正当性を主張するのみで、会社が本件申入れ後にこれらの行為についての認識につき組合らに意見交換を求めたところ、組合らがこれに対応しないことからすると、会社が、組合らの行う労働者供給事業による労働者供給依頼再開の申入れに応じなかったのは、組合らの弱体化を意図したものと認めることはできない。

I 当事者

- 再審査申立人：全日本建設運輸連帯労働組合近畿地方本部（近畿地本）
組合員約2500名（平成30年5月29日現在）
全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（組合）
組合員約1800名（平成30年5月29日現在）
（以上二組合を併せて「組合ら」という。）
- 再審査被申立人：株式会社関西宇部（大阪府大阪市）
従業員約100名（平成30年5月29日現在）

II 事案の概要

- 1 本件は、組合らが、組合らの行う労働者供給事業による労働者供給依頼を再開するよう会社に申入れたことに対し、会社が、これに応じないことが労組法7条3号に該当する不当労働行為であるとして大阪府労委に救済申立てがあった事件である。
- 2 初審大阪府労委は、会社が、組合らの申入れを受け入れなかったことは、労組法7条3号の不当労働行為ではないとして、組合らの申立ての棄却を命じる旨の初審命令書を交付したところ、組合らは、これを不服として、再審査を申し立てたものである。

III 命令の概要

- 1 主文（初審の棄却命令を維持）
本件再審査申立てを棄却する。
- 2 判断の要旨
会社の、組合らの労働者供給事業による労働者供給依頼の再開の申出に対し応じなかった対応は、組合らに対する労組法7条3号の不当労働行為に該当するか否か。
(1) 過去、会社が組合らの労働者供給事業による労働者供給依頼をしない旨通知したときの前後に、組合らによる激しい抗議活動等を行っており、これら組合らの組合活動が社会的相当性を欠き違法である旨の判決が確定しているにもかかわらず、組合らは自らの活動方針の正当性を主張するのみであり、活動方針を変更したと会社に伝えた事実を認められない。

(2) (1)の事情を踏まえ、会社が、組合らが今後も同様の違法行為に及ぶことを懸念して、現在の組合らによる(1)の各組合活動についての認識等を意見交換したい旨通知したことは不相当ということとはできないし、組合らが会社による意見交換の提案に対して回答していないのであるから、会社が労働者供給依頼に応じなかったことは、組合らが今後も同様の行為に及ぶことを懸念したものと認められ、組合らの弱体化を意図したものと認めることはできない。

【参考】

初審救済申立日 平成28年5月17日 (大阪府労委平成28年(不)第22号)
初審命令交付日 平成29年12月13日
再審査申立日 平成29年12月21日